

令和5年度6月補正予算(案)の概要

本年度の6月補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に加え、コミュニティ助成事業などに必要となる予算を計上した。

その結果、一般会計の補正額は2億5,848万5千円となり、補正後の一般会計予算総額は、補正前に比べ0.7%の伸びとなった。

1. 予算の規模

(単位：千円)

会 計 別	補 正 前 ①	補 正 額 ②	補 正 後 ③	伸び率(%) ②/①
一 般 会 計	37,066,000	258,485	37,324,485	0.7
特 別 会 計	16,914,702	—	16,914,702	—
企 業 会 計	9,378,704	—	9,378,704	—
合 計	63,359,406	258,485	63,617,891	0.4

【参考】

一般会計予算(6月補正予算)の前年度比

(単位：千円)

年 度	補 正 前 ①	補 正 額 ②	補 正 後 ③	伸び率(%) ②/①
令 和 5 年 度	37,066,000	258,485	37,324,485	0.7
令 和 4 年 度	36,747,000	△ 379,920	36,367,080	△ 1.0

2. 一般会計補正予算の内訳

(1) 歳出予算の事業一覧

(単位：千円)

事業名	補正額	補正後 予算額	事業の概要
○地域・防災（総務費）			
公用車管理事業	1,009	11,420	脱炭素社会の形成に向けた電気自動車の購入（速やかに納入できる車種への変更） [国850千円]
自主防災組織育成事業 コミュニティ助成事業	16,200	18,739	・自主防災組織の活動に必要な設備の整備に対する助成 対象地区：西地区 ・コミュニティセンターの整備に対する助成 対象地区：高木町 [自治総合センターコミュニティ助成金10/10]
個人番号カード利用環境整備事業 個人番号カード交付事務事業	7,200	47,461	夜間・休日交付等を継続し、未交付者への早期交付を推進 [国10/10]
○福祉・子育て（民生費）			
保育対策総合支援事業	7,996	32,694	保育園等で処分する使用済みおむつの衛生管理を強化するため、一時保管用ごみ箱等を配置 [県2/3]
生活保護適正実施推進事業	1,595	21,293	生活保護基準改定に対応するためのシステム改修 [国1/2]
○衛生・健康（衛生費）			
新型コロナウイルスワクチン接種事業	212,260	218,302	ワクチン接種体制を確保 [国10/10] 【別紙参照】
○農業・林業（農林水産業費）			
農業生産総合対策条件整備事業	7,912	36,033	国産麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械の導入支援 [県10/10]
○商工業・観光（商工費）			
観光推進事業	2,000	150,345	交流人口増加につなげるため、モニターツアーを実施し、親子ワークショップ誘致 [地域活性化センター助成金10/10]
○教育・文化・スポーツ（教育費）			
小学校管理事業	1,056	343,725	送迎時の児童の安全を確保するため、スクールバスに安全装置を設置 [県1/2]
文化財保護事業	1,257	11,202	国登録有形文化財（信洋舎製紙所）の修繕への県費受入れ [県1,257千円]

(2) 歳入予算の内訳

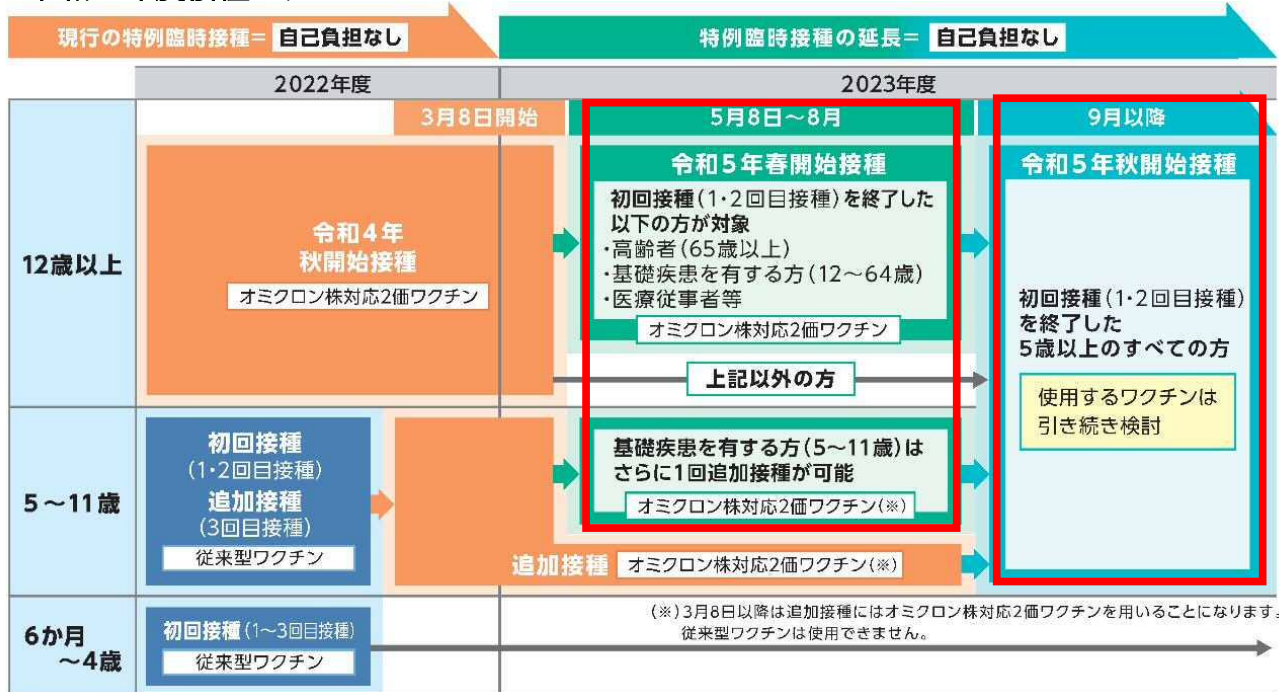
(単位：千円)

区 分	補正額	補正後 予算額	内 訳
国 庫 支 出 金	221,107	5,042,053	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 114,160 ・クリーンエネルギー自動車導入促進国庫補助金 850 ・個人番号カード交付事務費国庫補助金 7,200 ・生活保護適正実施推進事業国庫補助金 797 ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保 事業費国庫補助金 98,100
県 支 出 金	15,011	3,181,898	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策のための改修整備等事業県補助金 5,314 ・低コスト集落農業条件整備事業県補助金 7,912 ・送迎車両安全装置設置支援事業県補助金 528 ・福井の歴史的建造物保存促進事業県補助金 1,257
繰 越 金	4,167	104,167	・繰越金 4,167
諸 収 入	18,200	592,678	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・交流による地域活性化支援事業助成金 2,000 ・コミュニティ助成金 16,200

新型コロナウイルスワクチン接種事業

令和5年度も **すべての方に自己負担なし** で接種いただけます。

■令和5年度接種スケジュール



■令和5年度接種の対象となる方

	対象となる方
令和5年春開始接種(5～8月)	高齢者(65歳以上)(※) 基礎疾患を有する者(5～64歳)(※) 医療従事者・介護従事者等(※) 上記以外
令和5年秋開始接種(9月～12月)	5歳以上のすべての方

■接種可能回数

65歳以上の方、基礎疾患のある方、医療従事者等	2回
上記以外の5歳から64歳の方	1回

接種見込み数 52,500人

・春開始接種(65歳以上等) 17,500人

・秋開始接種(5歳以上すべての方) 35,000人

※参考値 R4秋開始接種 65歳以上接種率73%(約17,500人)

64歳以下接種率36%(約17,500人)



■集団接種(乳幼児・小児)

医療機関での接種が困難である乳幼児と小児のみ市独自の集団接種を実施(毎月1回実施予定)

※「令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ(2023年4月1日版)」(厚生労働省作成リーフレット)
<https://www.mhlw.go.jp/chosakuken/index.html> をもとに作成